

# 令和7年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その3)



# 目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 59 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 60 号 議 案	神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	2
定 県 第 61 号 議 案	知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	3
定 県 第 62 号 議 案	職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 63 号 議 案	県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 64 号 議 案	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例	10
定 県 第 65 号 議 案	選挙長等の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	11
定 県 第 66 号 議 案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	12
定 県 第 67 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	13
定 県 第 68 号 議 案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	16
定 県 第 69 号 議 案	民生委員定数条例の一部を改正する条例	18
定 県 第 70 号 議 案	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例	19
定 県 第 71 号 議 案	工事請負契約の締結について（青少年センターホール等設備整備工事（舞台照明）請負契約）	20
定 県 第 72 号 議 案	工事請負契約の変更について（一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事請負契約）	21
定 県 第 73 号 議 案	不動産の処分について	22
定 県 第 74 号 議 案	動産の取得について	23
定 県 第 75 号 議 案	指定管理者の指定について（相模湖交流センター）	24
定 県 第 76 号 議 案	指定管理者の指定について（宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場）	25
定 県 第 77 号 議 案	指定管理者の指定について（地球市民かながわプラザ）	26
定 県 第 78 号 議 案	指定管理者の指定について（21世紀の森）	27
定 県 第 79 号 議 案	指定管理者の指定について（宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設）	28
定 県 第 80 号 議 案	指定管理者の指定について（女性自立支援施設）	29
定 県 第 81 号 議 案	指定管理者の指定について（聴覚障害者福祉センター）	30

番 号	件 名	ページ
定 県 第 82 号 議 案	損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て	31

## 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人 *grand-mer*e の項及び特定非営利活動法人 *SHIP* の項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人 <i>grand-mer</i> e	海老名市中新田一丁目13番19号	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで
特定非営利活動法人 <i>SHIP</i>	横浜市神奈川区台町7番地2ハイ ツ横浜713号室	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで

### 附 則

- この条例は、令和7年8月1日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人 *grand-mer*e の項又は特定非営利活動法人 *SHIP* の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙 における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例

神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（神奈川県知事の選挙の場合に限る。以下同じ。）及び同項第5号」を「第143条第1項第5号」に改める。

第5条の4第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「38万6,500円と5円18銭」を「41万9,000円と5円62銭」に改める。

第6条中「第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター及び同項第5号」を「第143条第1項第5号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第8条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「27万655円と28円35銭」を「29万3,440円と30円73銭」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第6条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の4及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

公職選挙法施行令の一部改正等に伴い、これに準じ、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 知事及び副知事の給与等に関する条例等の 一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中

「

宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行(特別なものを除く。)に係る航空賃
16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃(現に支払つたものをいう。)

を

「

区分	支給額
宿泊費(1夜につき)	国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額(現に支払つた額に限る。)
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行(特別なものを除く。)に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額(現に支払つた額に限る。)

に改める。

- (1) 知事及び副知事の給与等に関する条例(昭和28年神奈川県条例第8号)別表
  - (2) 教育長の給与等に関する条例(昭和24年神奈川県条例第42号)別表
  - (3) 公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第51号)別表
- (監査委員の給与等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中

「

宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行(特別なものを除く。)に係る航空賃
16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃(現に支払つたものをいう。)

を

「

区分	支給額
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）

に改める。

」

- (1) 監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）別表
- (2) 教育委員会委員の報酬等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第9号）別表
- (3) 公安委員会委員の報酬等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第10号）別表
- (4) 神奈川県労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例（昭和26年神奈川県条例第17号）別表第2
- (5) 人事委員会委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第38号）別表
- (6) 神奈川県収用委員会委員その他の者の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第79号）別表第2
- (7) 海区漁業調整委員会委員及び専門委員の報酬等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第10号）別表
- (8) 内水面漁場管理委員会委員の報酬等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第11号）別表
- (9) 選挙管理委員等の報酬等に関する条例（昭和31年神奈川県条例第32号）別表  
(証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 証人等の費用弁償に関する条例（昭和28年神奈川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行（証人等の費用弁償に関する条例第1条各号に掲げる者の出頭等を含む。以下同じ。）から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事等の旅費について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に 関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例（昭和31年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1項第1号から第4号までを削り、同項第5号中「県内旅行及び県外旅行」を「本邦（本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに付属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行」に改め、同号を同項第1号とし、同項第6号中「と外国」の次に「（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項第7号を第3号とし、第8号を第4号とし、第9号を第5号とし、第10号を削り、同項第11号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の知事が規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の知事が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項各号列記以外の部分中「職員」の次に「、その配偶者若しくは子」を加え、同項第5号中「出張」の次に「又は赴任」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 職員が出張又は赴任のため知事が規則で定める外国旅行中にその配偶者又は子が死亡した場合には、当該職員

第3条第4項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に第4条第3項」を「が次条第3項」に、「旅行命令等を取り消され」を「旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、」に、「において、」を「その他知事が規則で定める場合には、」に、「なつた金額で知事が規則で」を「なる金額又は支出を要する金額で任命権者が知事と協議して」に改め、同条第5項中「で知事が規則で」を「で任命権者が知事と協議して」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「又はこれを変更する」を「、又はその変更をする」に改め、同条第5項中「知事が規則で」を「任命権者が知事と協議して」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして知事が規則で定める種目及び内容に基づき」を加え、同条第2項中「切りすてる」を「切り捨てる」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第11条までを削る。

第12条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「に必要な書類」を「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)」に必要な資料」に改め、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「添付書類」を「資料」に、「知事が規則で」を「任命権者が知事と協議して」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて任命権者が知事と協議して定めるものをいう。次項において同じ。))をもつて提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第12条を第7条とする。

第2章及び第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第34条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該」を「県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に改め、同条第3項中「同項」を「これらの項」に改め、同条を第8条とする。

第35条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第10条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例若しくはこれに基づく規則の規定又はこれらに基づき任命権者が知事と協議して定めるものに違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例若しくはこれに基づく規則の規定又はこれらに基づき任命権者が知事と協議して定めるものに違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が知事と協議して定める。

(知事の監督)

第11条 知事は、この条例の適正な執行を確保するため、支出命令権者に対して、この条例の執行状

況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を定めることができる。

第36条を削り、第37条を第12条とし、第38条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(任命権者が知事と協議して定めるものへの委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の実施のため必要な事項は、任命権者が知事と協議して定める。

第39条を削る。

附則第2項中「てい触」を「抵触」に改める。

附則第3項及び第4項を次のように改める。

3 教育委員会の事務部局の職員及び県立の学校その他の教育機関の職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第7号、第3条第2項第6号、第6条第1項及び第13条中「知事」とあるのは「教育委員会」と、第3条第4項及び第5項中「知事が」とあるのは「教育委員会が」とする。

4 警察職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第7号、第3条第2項第6号、第6条第1項及び第13条中「知事」とあるのは「公安委員会」と、第3条第4項及び第5項中「知事が」とあるのは「公安委員会が」とする。

附則第5項を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例（以下「改正前の旅費条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 改正後の旅費条例第3条第4項及び第5項（これらの規定を改正後の旅費条例附則第3項及び第4項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、同条第4項及び第5項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の旅費条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 改正後の旅費条例第10条の規定は、改正後の旅費条例若しくはこれに基づく規則の規定又はこれらに基づき任命権者が知事と協議して定めるものに違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

旅費の種目に関する規定等について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に、「1キロメートル（1キロメートル未満の端数を生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てる。）につき15円を乗じて得た」を「県職員が自家用自動車を使用して旅行する場合の旅費の支給の例により計算した」に改める。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

区分	支給額
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る。）
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）

### 附 則

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

県議会議員の費用弁償について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表神奈川県湘南地域県政総合センターの項中「平塚市西八幡1丁目3番1号」を「平塚市中里50番1号」に改める。

第3条第2項の表神奈川県平塚県税事務所の項中「平塚市西八幡1丁目3番1号」を「平塚市中里50番1号」に改める。

第9条第2項の表中

「

神奈川県大和綾瀬地域児童相談所	藤沢市亀井野3,119番地	を
-----------------	---------------	---

」

「

神奈川県綾瀬児童相談所	綾瀬市深谷中4丁目2番1号	に改める。
-------------	---------------	-------

」

第15条第2項の表神奈川県平塚土木事務所の項中「平塚市西八幡1丁目3番1号」を「平塚市中里50番1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

湘南地域県政総合センター、平塚県税事務所及び平塚土木事務所の仮設庁舎への移転を行うとともに、大和綾瀬地域児童相談所の移転及び名称変更を行うため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 選挙長等の報酬等に関する条例の一部を 改正する条例

選挙長等の報酬等に関する条例（昭和31年神奈川県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、投票管理者」及び「、投票立会人」を削る。

別表選挙長に係る項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票管理者の項を削り、同表選挙立会人に係る項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表投票立会人の項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正等に伴い、選挙長等の報酬額について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項中「7万500円」を「7万4,200円」に改める。

第12条第2項中「1,770円」を「1,860円」に改め、同条第3項中「3万5,300円」を「3万7,100円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の特勤条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の特勤条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の特勤条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

役職定年制の導入による特殊勤務手当の対象業務を担う職務の級の範囲の拡大に伴い、社会福祉施設等業務手当及び家畜等取扱手当の支給上限額を引き上げるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第15条の6第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の4を第18条の5とし、第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、願い出、請求等(次条において「申告等」という。)」を「申告等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年神奈川県条例第7号)第32条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の申告、願い出、請求等(以下「申告等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
  - (3) 職員の育児休業等に関する条例第32条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の申告等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第12条の6第1項中「第15条の2第1項」を「第15条の3第1項」に改める。

第15条の3を第15条の4とする。

第15条の2第1項中「申告、願い出、請求等（次条において「申告等」という。）」を「申告等」に改め、同条を第15条の3とし、第15条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の2 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）第32条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の申告、願い出、請求等（以下「申告等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第32条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の申告等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第16条中「前3条」を「第15条から第15条の4まで」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 教育委員会は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。

この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、妊娠、出産等の申出をした職員に対して仕事と育児の両立に関する事項に係る意向確認等を義務付けるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法第12条」の次に「及び第19条第6項」を加え、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第28条第2号中「、勤務時間等」を削る。

第29条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第29条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第29条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第29条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第29条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第29条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出の時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第31条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第31条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、第14条の規定を準用するほか、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第29条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、1年につき10日相当の範囲内で取得できる部分休業に係る規定を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成26年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表平塚市の項中「408人」を「403人」に改め、同表藤沢市の項中「520人」を「521人」に改め、同表小田原市の項中「344人」を「346人」に改め、同表茅ヶ崎市の項中「329人」を「331人」に改め、同表葉山町の項中「54人」を「53人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

民生委員の一斉改選に合わせ、市町村の実情を踏まえた定数とするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県立の高等学校等の設置に関する 条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立市ヶ尾高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立青葉総合高等学校	横浜市青葉区桂台二丁目39番地の2
---------------	-------------------

別表第1 神奈川県立田奈高等学校の項及び神奈川県立麻生総合高等学校の項を削り、同表神奈川県立西湘高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立小田原北高等学校	小田原市栢山200番地
---------------	-------------

別表第1 神奈川県立小田原城北工業高等学校の項及び神奈川県立大井高等学校の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、別表第1 神奈川県立田奈高等学校の項、神奈川県立小田原城北工業高等学校の項及び神奈川県立大井高等学校の項を削る改正規定は令和8年4月1日から、同表神奈川県立麻生総合高等学校の項を削る改正規定は令和10年4月1日から施行する。

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

県立高校改革実施計画に基づく再編・統合による県立の高等学校の設置等を行うため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

青少年センターホール等設備整備工事（舞台照明）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 丸茂電機株式会社  
代表取締役 丸 茂 英津子
- 2 請負契約金額 6億6,000万円

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

青少年センターホール等設備整備工事（舞台照明）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の変更について

令和6年7月9日定県第69号をもって議決を経た一級河川矢上川地下調節池トンネル本体I期工事請負契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 請負契約者名 大成・大豊・土志田特定建設工事共同企業体  
代表者 大成建設株式会社横浜支店  
執行役員支店長 島 伸 一
- 2 元請負契約金額 185億6,307万9,700円
- 3 変更請負契約金額 215億887万8,600円

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

工事請負契約書第26条第6項の賃金等の変動に基づく請負代金額の変更条項の適用等に伴い、一級河川矢上川地下調節池トンネル本体I期工事請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 不動産の処分について

次の土地を売却するものとする。

- 1 土地  
(1) 所在地 逗子市小坪二丁目1042番1  
(2) 地積 23,646.00平方メートル  
(3) 地目 山林
- 2 売却金額 1億1,834万4,600円
- 3 売却の相手方 逗子市逗子五丁目2番16号  
逗子市  
市長 桐ヶ谷 覚

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

逗子市に売却したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

## 動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 通信機器
- 2 契約者名 東日本電信電話株式会社  
執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子
- 3 契約金額 5億6,870万円

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

通信機器買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

相模湖交流センターの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 相模湖交流センター
- 2 指定管理者
  - (1) 名称 アクティオ株式会社
  - (2) 主たる事務所の所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

相模湖交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場
- 2 指 定 管 理 者
  - (1) 名 称 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
  - (2) 主たる事務所の所在地 愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4番地
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

地球市民かながわプラザの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 地球市民かながわプラザ
- 2 指 定 管 理 者
  - (1) 名 称 公益社団法人青年海外協力協会
  - (2) 主たる事務所の所在地 長野県駒ヶ根市中央16番7号
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地球市民かながわプラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

21世紀の森の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 21世紀の森
- 2 指 定 管 理 者
  - (1) 名 称 株式会社アゲサ
  - (2) 主たる事務所の所在地 南足柄市中沼305番地1
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

21世紀の森の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者を次により指定するものとする。

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 1 施設 の 名 称     | 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設 |
| 2 指 定 管 理 者    |                              |
| (1) 名 称        | みうら漁業協同組合                    |
| (2) 主たる事務所の所在地 | 三浦市三崎五丁目12番5号                |
| 3 指 定 期 間      | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで       |

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

女性自立支援施設の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 女性自立支援施設
- 2 指 定 管 理 者
  - (1) 名 称 社会福祉法人神奈川県民生福祉協会
  - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

女性自立支援施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

聴覚障害者福祉センターの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 聴覚障害者福祉センター
- 2 指 定 管 理 者
  - (1) 名 称 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会
  - (2) 主たる事務所の所在地 藤沢市藤沢933番地の2
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

聴覚障害者福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 損害賠償の額の決定について

次により損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 件 名 川崎市川崎区水江町6番1号先道路上において発生した交通事故に係る保険給付等の求償
- 2 損害賠償の相手方 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  
日本年金機構  
理事長 大竹和彦  
横浜市中区北仲通5丁目57番地  
神奈川労働局  
局長 児屋野文男  
横浜市西区楠町27番地1  
神奈川県国民健康保険団体連合会  
理事長 内野優
- 3 損害賠償の額 238万4,858円

令和7年6月13日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

川崎市川崎区水江町6番1号先道路上において発生した交通事故に係る日本年金機構からの厚生年金保険法等に基づく保険給付等の求償に対し、損害賠償の額を決定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。